

# 村上市移住支援金 対象要件

【対象】 移住の要件を満たし、かつ就業等に関する要件を満たす者

「移住元に関する要件」及び「転入先に関する要件」の全てに該当し、かつ「就業に関する要件」のうち、いずれかに該当。（1つでも不該当があれば対象外）

【交付額】 ・単身の場合：最大 60 万円 ・2人以上の世帯の場合：最大 100 万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算

【要件】

## 移住元に関する要件

### ■住民票を移す直前の10年のうち

- 通算5年以上、東京23区内に在住  
又は
- 東京圏のうち、条件不利地域以外の地域に  
在住し、東京23区内へ通勤していたこと

※ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も対象期間とすることができる



### ■住民票を移す直前に

- 連続して1年以上、東京23区内に在住  
又は
- 通勤していたこと

#### 《条件不利地域》

- 東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 千葉県 飯山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 神奈川県 山北町、真鶴町、清川村

## 転入先に関する要件

### ■次のすべてに該当することが必要

- 村上市に住民票を移して転入してきたこと
- 国から新潟県への本事業に係る交付金の交付決定がなされた後であって、新潟県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと
- 移住支援金の申請時において、1年以内であること
- 村上市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること

#### 《注意》

申請日から3年未満で村上市から転出した場合、移住支援金の全額を返還することになります。

申請日から3年以上5年以内に村上市から転出した場合、移住支援金の半額を返還することになります。

## その他の要件

### ■次のすべてに該当することが必要

- 2人以上の世帯員が移住する場合は、移住元で申請者と住民票上、同一世帯に属していること
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者もしくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- その他、市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

## 就業等に関する要件

### ■就業（次のすべてに該当することが必要）

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域にあること
- 新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイト「新潟企業情報ナビ」に掲載している求人に応募し、採用されたこと
- 採用された法人に応募した日が、マッチングサイトにその法人の求人が移住支援金対象として掲載された日以降であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において、採用された法人に3か月以上在職していること
- 申請者にとって、採用された法人が3親等以上の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと
- 移住支援金の申請から5年以上、採用された法人に継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

### ■専門人材（プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方で次のすべてに該当することが必要）

- 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続3か月以上在職していること
- 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- 目標達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

#### 《注意》

「就業」「専門人材」の場合、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したときは、移住支援金の全額を返還することになります

### ■テレワーク（次のすべてに該当することが必要）

- 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

### ■起業（にいがた産業創造機構(NICO)支援メニューのうち「地域課題解決枠」が該当）

- 新潟県が実施する起業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内であること

#### 《注意》

起業支援事業に係る交付決定が取り消された場合、移住支援金の全額を返還することになります